

埼玉県即戦力人材確保支援事業補助金 Q & A

【制度について】

Q 1 手数料が350万円の場合、その2分の1が175万円なので、補助上限額である150万円が交付され、200万円が企業の負担という理解でよいですか。

A 1 そのとおりです。

ただし、2回目以降（※）の利用の場合は補助率が3分の1になるため、116万6千円（千円未満切り捨て）が交付され、233万4千円が企業の負担となります。
※過年度の補助内容も回数に含みます。

Q 2 副業・兼業人材を活用する予定だが、手数料は一括ではなく、報酬とともに毎月支払うことになっています。例えば、7月～9月の期間で契約する場合、事業完了日はいつになりますか。

A 2 事業完了日は全ての手数料の納付が終わった日となりますので、9月の手数料の納付日となります。

Q 3 副業・兼業人材と1年6か月の期間の契約を予定しています。手数料はどう計算すればいいですか。

A 3 補助金は基本的には予定年収で算出するため、最長1年分が補助対象となります。

Q 4 副業・兼業人材について、令和6年12月から令和7年5月までの6か月の契約をします。全ての期間、補助金が交付されますか。

A 4 令和7年3月10日までに手数料の納付が完了すれば全て対象となります。手数料を月払いで納付している場合は、3月10日までに納付される分が補助対象となります。

Q 5 既に入社した人材については補助対象となりますか。

A 5 就業後も申請は可能ですが、事業完了後は補助対象外となります。「事業完了」とは、就業から1か月経過し、かつ手数料の納付が完了した状態を言います。

Q 6 補助対象となるのは、原則 1 社につき 1 名とのことですが、どのような場合に 2 名以上が補助対象になりますか。

A 6 DXに関するプロジェクト等で複数のデジタル人材を採用する計画があり、かつそのプロジェクトにおけるデジタル人材の役割が明確な場合については、補助対象となります。

複数のデジタル人材を採用し、交付申請する場合は、様式第 1 号別紙 2 の事業計画書のほかに、計画の全体像と人材の役割分担が分かる書類を添付していただきます。

事例 1

計画：経営管理部門のデジタル化により、業務効率化・生産性向上を図る。

人材①：DX推進責任者として、各部門責任者と調整を図るなど、社内のDX推進を統括する。

人材②：システム担当者としてシステムを導入に係る業務を行う。

事例 2

計画：副業・兼業人材を活用し、新たにEC事業に進出する。

人材①：EC事業の商品企画・販売戦略のアドバイスを行う。

人材②：ECサイトの構築・運営を行う。

【企業等の要件】

Q 1 本社が埼玉県内の企業で、デジタル人材が県外の事業所に就業する場合は補助事業の対象になりますか。

A 1 県内に本社・本店がある場合は、就業地は県外でも補助対象となります。

Q 2 本社が埼玉県外の企業ですが 埼玉県内に事業所があります。デジタル人材を採用した際に、県外の事業所にて就業する場合も補助事業の対象になりますか。

A 2 この補助金は、県内に本社又は事業所のある企業を対象として、県内産業のDX化を推進することを目的としています。よって、県内事業所に就業することが必要です。

Q 3 大企業や企業組合、個人事業者は補助事業の対象になりますか。

A 3 大企業は対象外です。企業組合や個人事業者は補助対象です。

Q 4 みなし大企業は補助事業の対象になりますか。

A 4 みなし大企業は対象外です。この補助金は中小企業の支援が目的です。中小企業である子会社や関連会社などを使って申請できるのであれば、実質的に大企業も対象となるため、みなし大企業は補助対象外としています。

なお、親企業が資本金10億円未満のいわゆる中堅企業の場合は、拠点にお問い合わせください。

【申請手続について】

Q 1 申請等に係る日数を教えてください。

- ①補助申請から交付決定まで
- ②実績報告から額確定まで
- ③請求書提出から支払まで

A 1 いずれもおおむね2週間程度です。ただし、書類の補正に要する日数は含みません。

Q 2 申請書等に添付する資料はPDFでいいですか。

A 2 PDFとし、「埼玉県電子申請・届出サービス」により提出してください。システム障害等でシステムが利用できない場合は御相談ください。

Q 3 人材紹介事業者とは以前から「基本取引契約」を締結しており、採用人材について個別に契約していません。申請の際に添付するのはこの「基本取引契約書」でいいですか。

A 3 基本取引契約書で構いません。

Q 4 雇用開始から1か月経過しましたが、令和7年2月20日現在で人材紹介事業者から請求書がまだ届いていません。3月10日までに手数料が納付できない場合はどうしたらよいですか。

A 4 実績報告書提出は事業完了（手数料納付）後30日以内又は令和7年3月10日のいずれか早い日までとしていますので、期限に間に合うよう人材紹介事業者と調整をお願いします。

Q 5 補助申請するに当たり、年収と人材紹介手数料の額を証明するために、労働条件通知書の提出を検討していますが、個人情報に記載されているため、懸念しています。

A 5 申請書の添付書類は非公開であり、県には守秘義務が課されていますが、個人情報をマスキングした上で提出いただいても構いません。

【職業紹介事業者】

Q 1 県プロ人材拠点に相談しましたが、結果的に県に登録されていない職業紹介事業者からデジタル人材を紹介していただくことになりました。この場合は補助対象となりますか。

A 1 県プロ人材拠点に登録のある職業紹介事業者に限ります。

Q 2 今から職業紹介事業者が県プロ人材拠点の登録事業者となることは可能ですか。

A 2 定期的に登録を受け付けていますので、プロ人材拠点に御相談ください。ただし、登録には一定の条件があり、審査の上、決定します。

【デジタル人材の要件】

Q 1 補助対象となるデジタル人材はどのような人材ですか。

A 1 デジタル人材とは、以下のような人材です。

【デジタル人材として想定している人材像】

- ・デジタル化の旗振り役、デジタル化を主導するリーダー（プロダクトマネージャー）
- ・デジタル化やデジタルビジネスの企画、立案、推進をする人材（ビジネスデザイナー）
- ・デジタル化やデジタルビジネスのシステムの設計から実装ができる人材（テックリード、エンジニアリングマネージャー、アーキテクト、システムエンジニア等）
- ・データを解析・分析できる人材（データサイエンティスト）
- ・先端的なデジタル技術を担う人材（先端技術エンジニア）
- ・操作画面を設計する人（UI／UXデザイナー）
- ・システムの実装やインフラ構築・保守等を担う人材（エンジニア、プログラマ）

★特定の資格は想定していません。

逆に、資格を有している人材であっても、中小企業等の業務領域を拡大する意図でなく、単なる欠員補充として採用する場合は、補助対象外となる可能性があります。

【デジタル人材の業務例】

- ・顧客情報を電子化・データベース化し、商品の企画や営業に活用する。
- ・新たにECサイトを開設し、販路を拡大する。
- ・ECサイトを外注する場合において、現状分析やEC事業の企画を行い、ベンダーへの依頼等を行う。
- ・手で行っている受注から請求までの作業について、システム化、自動化などにより業務の効率化を行う、また、その具体的企画を立案する。
- ・属人化している作業を改善するため、プロジェクトチームを作り、現状を分析し、ITツールを導入して効率化を図る。

非該当例

- ・単に会計ソフトを使って経理業務を行う
- ・販売時にキャッシュレスの支払処理を行う。
- ・既にプログラムされた製造機械を操作する。

【その他】

「親会社から子会社へデジタル人材が出向又は転籍した場合」

→ プロ人材拠点への相談を経て、職業紹介事業者の紹介により受け入れた人材のみが対象

「情報通信業、システム技術者の不足を補うため、システムエンジニアを雇用する場合」

→ 単なる技術者の補填でなく、人材の雇用により業務領域等が広がる場合は該当

【人材の退職等について】

Q 1 紹介したデジタル人材が3か月以内に自己都合で退職した場合、手数料の一部を返還する契約を締結しています。手数料の返還があった場合、どのような手続が必要ですか。

A 1 補助金の支払前と支払後で異なります。手数料の返還がある場合は速やかに県に連絡してください。手続について御説明いたします。

[支払前]

「変更等承認申請書」により、補助金額の変更手続が必要です。

[支払後]

「返還に係る報告書」を提出の上、補助金を返還していただくことになります。

Q 2 当社には合わなかったため、採用から3週間で辞めていただくことになりました。会社の都合のため人材紹介事業者から人材紹介手数料の返還はありません。補助金は交付されますか。

A 2 採用から1か月以内に退職した場合は、補助金の対象外となり、支給できません。変更等承認申請書を提出し、申請を取り下げてください。

Q 3 採用した人材が自己都合で3か月以内に退職し、職業紹介事業者から人材紹介手数料の50%が返還されることになりました。

当初の人材紹介手数料が100万円で、50万円の返還を受けた場合、県にいくら返還する必要がありますか。

A 3 この場合、返還を受けた人材紹介手数料50万円の50%の25万円を返還することになります。

Q 4 県への補助金返還の際、振込手数料は誰が負担するのでしょうか。また、消費税はどうなりますか。

A 4 県への返還金の振込手数料は企業に御負担いただきます。ただし、県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関でのお手続であれば振込手数料はかかりません。消費税は補助対象外のため、返還金に消費税は含まれません。

【電子申請・届出サービスについて】

Q 1 申請に当たり、利用者登録をしなくてははいませんか。

A 1 申請だけではなく、実績報告、請求書の提出など、手続において継続して本サービスを活用しますので、利用者登録を行ってください。

Q 2 インターネットの手続に慣れていないため、手続に不安があります。

A 2 操作方法については、以下のマニュアルを参照いただくとともに、コールセンターを御活用ください。

[マニュアルリンク（本補助金の申請マニュアル）](#)

F A Q <https://apply.e-tumo.jp/help/PREFST/faq4-2.htm>

《コールセンター》

- ・ 電話（平日 9:00～17:00 土日祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
固定電話：0120-464-119（無料）
携帯電話：0570-041-001（有料）90 円/3 分
- ・ 電子メール（24 時間 365 日）
help-shinsei-saitama@s-kantan.com

Q 3 申請がちゃんと受付されたかどうか心配です。確認するにはどうすればいいですか。

A 3 申請後、登録したメールアドレスに申請が受理されたことをお知らせする「受理メール」が送付されます。メールが届かない場合は手続が完了していない可能性が高いです。「受理メール」が届かない場合は、コールセンターにお問合せください。

実績報告、請求についても同様に「受理メール」が送付されます。

また、ID（メールアドレス）とパスワードを入力してログインすると、申込内容や処理状況を確認できます。

【申込内容照会方法】

<https://apply.e-tumo.jp/help/PREFST/inquiry2-1.htm>

Q 4 交付決定通知や額確定通知はダウンロードできますか。

A 4 ダウンロードできます。

Q 5 パスワードを忘れてしまいました。

A 5 [パスワードを忘れた場合はこちら]をクリックして、再発行の手続を行ってください。